

令和 7 年 (2025 年) 12 月 24 日

市内指定障害福祉サービス等事業者及び開設希望事業者 各位

八王子市長 初宿 和夫
(公 印 省 略)

指定障害福祉サービス等事業所の新規開設及び定員増に係る事前相談の一時休止の延長
と対象サービスの追加について (通知)

標記について、下記のとおり通知します。

記

1 新規開設及び定員増に係る一時休止の対象となる指定障害福祉サービス等事業所について
共同生活援助（日中サービス支援型含む）

就労継続支援 B 型 … 【追加】

児童発達支援 … 【追加】

放課後等デイサービス … 【追加】

※ 上記サービスでも重度・重複障害者（児）や医療的ケアが必要な障害者（児）、強度行動障害
のある障害者（児）を主な対象としたものについては、後述する審査の厳格化の考え方を理解
し、八王子市が示す事前相談の流れに誠実な意思を持って対応することを前提にお受けします。

2 一時休止の理由について

「八王子市障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」で定めるサービス量の見込
みを令和 6 年度（2024 年度）中に超過しており、受給者数が 1,000 人超となっている上記 1 のサービ
スは、東京都内の指定障害福祉サービス等事業所数でもトップの設置数となっているため。

3 一時休止の期間について

令和 8 年（2026 年）1 月 1 日 から「新たな指定事務」の導入まで

※ 今後、八王子市障害者地域自立支援協議会で協議のうえ、導入予定である「新たな指定事務
(条件付け指定等)」の具体的な内容及び実施時期が決定するまでの間、一時休止とします。協議
内容については、バリアフリー緩和の見直しも含む予定です。

再開については、八王子市からの発表をお待ちください。本内容等への問い合わせについて、
個別での回答は行いませんので、ご了承ください。

4 適正な障害福祉サービス事業等の運営に関する審査の厳格化を目的とした事前相談について

障害者総合支援法第36条第3項第3号において、指定権者である八王子市は、条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるときは、指定をしてはならないとされており、児童福祉法第21条の5の15第3項第3号においても同様の条文となっています。

また、「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドラインについて」（令和7年（2025年）11月28日付障障発1128第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、公費による支援として適切に運営されているかといった運営状況の把握が求められており、代表者及び事業所の管理者等が、関係法令等を含めた必要な知識を有しているか、遵守すべき事項を理解しているかといったことも確認事項として示されています。

以上を踏まえ、事前相談の進め方を示しておりますので、必ずその流れをご確認いただきますようお願いします。なお、事前相談等において、必要な知識や遵守事項に関して一定のレベルに達していない、または、再三の助言等を重ねても一定のレベルに達する見込みがないと担当で判断した場合、事前相談の打ち切り等の対応となりますので、ご留意頂けますようお願いします。

八王子市福祉部障害者福祉課
事業者指定担当